

ドローン等の飛行禁止エリアが

1,000mに 拡大します

飛行禁止エリアでドローン等を
飛行させる場合には警察への
事前通報等が必要です



違反行為には罰則があります

小型無人機等飛行禁止法の改正により規制が強化されます

飛行禁止 エリアの拡大

重要施設の敷地等の周囲「おおむね
300m」であった飛行禁止エリアが
「おおむね**1,000m**」に拡大

罰則の創設

重要施設の「敷地等」の上空飛行に対する
従前の罰則に加え、「敷地等」以外の飛行
禁止エリアの上空飛行に対する罰則が創設

「敷地等」の上空飛行

1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

創設

「敷地等」以外の

飛行禁止エリアの上空飛行

6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

詳細は警察庁の
ウェブサイトへ



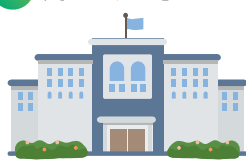
重要施設とは

① 国の重要な施設等

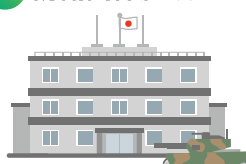
(国会議事堂、首相官邸、
最高裁判所、皇居 など)



② 外国公館等



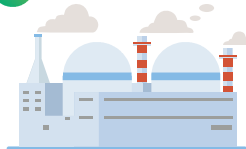
③ 防衛関係施設



④ 空港



⑤ 原子力事業所



※①及び②には、国内要人が出席
する行事会場等や外国要人が参
加する国際会議の準備・運営の
ために使用される会議場施設等
の一時的に指定される施設が含
まれます。

飛行禁止の例外

① 重要施設の管理者又はその 同意を得た者による飛行禁止 エリアの上空飛行

(例) 測量やインフラ点検、取材・報道のための
空撮等

② 土地の所有者・占有者又は その同意を得た者による当該 土地の上空飛行

(例) 所有・占有する農地における農業散布や、
自宅の庭におけるドローンの操作練習等

③ 国又は地方公共団体の業務 を実施するために行う飛行禁 止エリアの上空飛行

(例) 災害対応業務等

事前通報手続の
詳細

上記①～③の飛行禁止の
例外に当たる場合でも、警
察等への事前通報(原則と
して飛行開始の48時間前)
が必要です。



規制の対象となるドローン等とは

小型無人機

(重量100g未満の機体を含む)

- ドローン
- ラジコン機
- 農業散布用ヘリコプター
など



特定航空用機器

- 気球
- パラグライダー
- ハンググライダー
- 噴射浮揚機器
など



「航空法」による無人航空機
(重量100g以上の機体)に関
する規制もご確認ください。

国土
交通省

